第二十七条の十二の四第八項第一号ロ中「同法第百四十一条第一号に掲げる外国法人に該当する」を「恒久的施設を有する」に、「同法第二条第六号」を「同条第六号」に改め、同条第十一項中「から当該雇用者給与等支給額のうち日々雇い入れられる者」を「のうち同項第六号に規定する継続雇用者（次項から第十四項までにおいて「継続雇用者」という。）に、「を控除した金額」を「（雇用保険法第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者（第十三項において「一般被保険者」という。）に該当する者に対して支給したものに限り、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第九条第一項第二号に規定する継続雇用制度の対象である者として財務省令で定める者（第十三項において「継続雇用制度対象者」という。）に対して支給したものを除く。以下第十三項までにおいて「継続雇用者給与等支給額」という。）に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該継続雇用者給与等支給額が零である場合には、一円とする。

第二十七条の十二の四第十二項中「国内雇用者（当該適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等の同項第三号に規定する支給額に係るものに限り、日々雇い入れられる者を除く。）」を「継続雇用者（継続雇用者給与等支給額に係るものに限る。）」に改め、「合計した数」の下に「（継続雇用者給与等支給額が零である場合には、一）」を加え、同条第十三項を次のように改める。

13　法第四十二条の十二の四第二項第七号に規定する政令で定める金額は、適用年度開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）に係る給与等支給額のうち継続雇用者（継続雇用者給与等支給額に係るものに限る。）に係る金額（一般被保険者に該当する者に対して支給したものに限り、継続雇用制度対象者に対して支給したものを除く。次項において「継続雇用者比較給与等支給額」という。）とする。

第二十七条の十二の四第十四項から第十八項までを削り、同条第十九項中「国内雇用者（当該前事業年度等の給与等支給額に係るものに限り、日々雇い入れられる者を除く。）」を「継続雇用者（継続雇用者比較給与等支給額に係るものに限る。）」に、「（当該前事業年度等の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該合計した数に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該前事業年度等の月数で除して計算した数）を「（継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には、一）」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第十四項とし、同条第二十項を削り、同条第二十一項中「、第十項、第十三項、第十四項から第十七項まで（前項において準用する場合を含む。）及び第十九項」を「及び第十項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条の次に次の一条を加える。

（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十七条の十二の五　法第四十二条の十二の五第一項に規定する政令で定めるソフトウエアは、電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるように組み合わされたもの（これに関連する財務省令で定める書類を含むものとし、複写して販売するための原本その他財務省令で定めるものを除く。）とする。

2　法第四十二条の十二の五第一項に規定する政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一　機械及び装置　一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。以下この条において同じ。）の取得価額（法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下第五項まで及び第九項において同じ。）が百六十万円以上のもの

二　工具、器具及び備品　一台又は一基の取得価額が百二十万円以上のもの（当該法人が当該事業年度（次に掲げる事業年度にあつては、それぞれ次に定める期間に限る。次号及び第四号において同じ。）において、取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下この条において同じ。）又は製作をして国内にある当該法人の事業の用（貸付けの用を除く。以下この条において同じ。）に供した工具又は器具及び備品（それぞれ一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額がそれぞれ百二十万円以上である場合の当該工具又は器具及び備品を含む。）

イ　法第四十二条の十二の五第一項に規定する指定期間（以下この条において「指定期間」という。）の初日前に開始し、かつ、当該初日以後に終了する事業年度　当該初日から当該事業年度終了の日までの期間

ロ　指定期間の末日以前に開始し、かつ、当該末日後に終了する事業年度　当該事業年度開始の日から当該末日までの期間

三　建物、建物附属設備及び構築物　一の建物、建物附属設備又は構築物の取得価額が百二十万円以上のもの（当該法人が当該事業年度において、取得又は建設をして国内にある当該法人の事業の用に供した建物附属設備（一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が百二十万円以上である場合の当該建物附属設備を含む。）

四　ソフトウエア　一のソフトウエアの取得価額が七十万円以上のもの（当該法人が当該事業年度において、取得又は製作をして国内にある当該法人の事業の用に供したソフトウエアの取得価額が三十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が七十万円以上である場合の当該ソフトウエアを含む。）

3　法第四十二条の十二の五第三項に規定する政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一　機械及び装置　一台又は一基の取得価額が百六十万円以上のもの

二　工具、器具及び備品　一台又は一基の取得価額が百二十万円以上のもの（当該法人が法第四十二条の十二の五第三項に規定する特例対象事業年度等（以下この項及び次項において「特例対象事業年度等」という。）の指定期間内に、取得又は製作をして国内にある当該法人の事業の用に供した工具又は器具及び備品（それぞれ一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額がそれぞれ百二十万円以上である場合の当該工具又は器具及び備品を含む。）

三　建物、建物附属設備及び構築物　一の建物、建物附属設備又は構築物の取得価額が百二十万円以上のもの（当該法人が特例対象事業年度等の指定期間内に、取得又は建設をして国内にある当該法人の事業の用に供した建物附属設備（一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が百二十万円以上である場合の当該建物附属設備を含む。）

四　ソフトウエア　一のソフトウエアの取得価額が七十万円以上のもの（当該法人が特例対象事業年度等の指定期間内に、取得又は製作をして国内にある当該法人の事業の用に供したソフトウエア（一のソフトウエアの取得価額が三十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が七十万円以上である場合の当該ソフトウエアを含む。）

4　法第四十二条の十二の五第三項に規定する政令で定める減価償却資産に関する特例を定めている規定は、次に掲げる規定（特例対象事業年度等が連結事業年度である場合には、第三十九条の四十七第三項各号に掲げる規定）とする。

一　法第五十三条第一項各号に掲げる規定

二　法第六十一条の三第一項、法第六十四条第一項（法第六十四条の二第七項又は第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、法第六十五条の七第一項（法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。）又は法第六十七条の四第二項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定

三　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び第六項第二号において「旧租税特別措置法」という。）第六十五条の七第一項（旧租税特別措置法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。）の規定

5　法第四十二条の十二の五第四項に規定する政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一　機械及び装置　一台又は一基の取得価額が百六十万円以上のもの

二　工具、器具及び備品　一台又は一基の取得価額が百二十万円以上のもの（法第四十二条の十二の五第四項に規定する特例対象事業年度等（以下この項及び次項において「特例対象事業年度等」という。）の指定期間内に、取得又は製作をして国内にある当該被合併法人等の事業の用に供した工具又は器具及び備品（それぞれ一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額がそれぞれ百二十万円以上である場合の当該工具又は器具及び備品を含む。）